

# なごや地球ひろば ボランティア地球案内人手引き

JICA 中部センター(以下 JICA 中部)は、中部地域における JICA の窓口として、世界も中部も元気にする国際協力を目指し、様々な活動に取り組んでいます。2009 年に設立されたなごや地球ひろばは、世界が抱える課題や国際社会の取り組みを体験型で学べる施設です。市民の皆様が気軽に訪れ、国際協力をより身近に感じいただき、国際協力に参加するきっかけを提供しています。

ボランティア地球案内人(以下 ボランティア)として国際協力に参加していただく皆様が、より有意義に活動できるよう活動内容やルール、心構えを以下に記載しています。内容をご理解いただいた上で、ボランティア活動にご参加いただきますようお願いいたします。

## 1. ボランティア活動内容

- (1)なごや地球ひろば体験ゾーンの運営補助  
(展示物制作や、広報物発送作業、イベント実施補助など)
- (2)なごや地球ひろば体験ゾーンの来館者対応  
(展示や体験方法の説明、お手洗いやセミナールームなどの施設案内)
- (3)JICA 中部が実施するイベント等の運営補助

## 2. ルール

### (1)ボランティア登録期間

登録日から当該年度末までとします。登録期間終了前に、継続登録希望のご案内をしますので、ボランティア活動を継続希望する方は更新手続きを行ってください。

**※継続登録をするためには年間2回以上の活動実績が必要です。**

### (2)ボランティア活動日・時間・場所

なごや地球ひろばから依頼する作業を、指定する日の午前(10 時 30 分から 12 時 30 分)、午後(13 時 30 分から 15 時 30 分)のいずれか半日で活動いただきます。イベント開催日などには、必要に応じて活動時間を変更させていただく場合もございます。

毎月上旬に翌月の活動希望日を伺いますので、スタッフにボランティア活動の希望日時を伝えてください。下旬に翌月のボランティア活動シフトを作成し、共有します。

主な活動場所は、なごや地球ひろばです。

### (3) 保険の加入

ボランティアは、JICA 中部の負担によりボランティア保険に加入します。ただし、JICA 中部は当該保険の補償内容を超える場合や、ボランティア活動中に発生した災害によって、ボランティアが被った損害等については、JICA 中部は一切の責任を負いません。

### (4) 交通費の支給

活動に係る交通費は実費支給(上限 1,000 円)します。(公共交通機関での移動に限ります。)なお、名古屋市が交付する敬老バスをお持ちの方は支給対象外となります。

## 3. 心構え

### ○自覚・責任を持つ

ボランティア地球案内人も、来館者から見たら JICA スタッフです。国際協力に携る一員としての自覚を持ち、活動中の言動には十分な配慮をお願いします。

### ○自分にあった活動を

活動を長く続けるために、無理のないスケジュールを立てて活動してください。

### ○遅刻・欠席はしない

ボランティア活動とはいえ、遅刻や無断欠席はしないようお願いします。やむを得ず遅刻・欠席する場合は、必ずスタッフへ連絡してください。

### ○秘密は守る

活動中に知り得た個人情報や内部情報は、他言しないように注意してください。

### ○コミュニケーションを大切に

国際協力ではコミュニケーションが重要な役割を果たします。お互いを思いやり、理解を深めるようなコミュニケーションを心掛けましょう。活動に際して、不安なこと、わからないこと、困っていることがあれば、一人で悩まずに、遠慮なくスタッフに相談してください。

### ○安全で健康に

ボランティア活動中は、担当者の指示に従い、事故に遭うことがないよう十分配慮してください。体調不良時は無理をしないようにしてください。

## 4. 緊急時の対応

### ○不審者・不審物への対応

不審者・不審物を発見した場合は、すみやかにスタッフに報告してください。

### ○地震・火災発生時の非難経路

地震・火災などが発生した場合には、すみやかにスタッフの指示に従ってください。

### ○緊急連絡先

なごや地球ひろばの緊急連絡先は常に携帯し、ボランティア活動に関わる事件・事故に遭遇した場合にはすぐに連絡を取れるようにしておいてください。

緊急連絡先：JICA 中部センター 052-533-0220(代表)

\* なごや地球ひろばボランティア地球案内人であることを伝えてください。

## 5. ボランティア登録の取消

「ボランティア地球案内人手引き」に定める規定等に同意いただけない方、また他人に迷惑をかける行為をする方など、ボランティアとしてふさわしくないと判断された場合は、登録を取り消す場合があります。

平成 21 年 3 月 6 日策定

平成 21 年 9 月 17 日改定

平成 22 年 4 月 1 日改定

平成 22 年 5 月 1 日改定

平成 26 年 2 月 26 日改定

平成 30 年 3 月 13 日改定

平成 30 年 12 月 21 日改定

令和 6 年 11 月 24 日改定

以上